

## ○施策一覧

## 福祉保健課

単位:千円

事業名	事項名	30年度予算	29年度予算	差引増減額	頁
職員給与費(社会福祉総務費)		492,233	587,777	▲ 95,544	
	職員給与費	492,233	587,777	▲ 95,544	
総務運営費		1,659,592	1,617,286	42,306	
	総務運営費	88,086	93,755	▲ 5,669	
	地域医療介護総合確保基金事業費	1,571,506	1,523,531	47,975	
福祉事務所費		26,936	27,622	▲ 686	
	福祉事務所運営費	26,936	27,622	▲ 686	
	うち 債権管理業務	11,570	11,574	▲ 4	14
こども・女性・障害者支援センター費		25,162	23,095	2,067	
	こども・女性・障害者支援センター運営費	25,162	23,095	2,067	
社会福祉統計調査費		1,204	1,202	2	
	社会福祉統計調査費	1,204	1,202	2	14
一般社会福祉事業費		1,141	1,161	▲ 20	
	福祉保健審議会費	1,141	1,161	▲ 20	16
社会福祉施設対策費		1,978	3,041	▲ 1,063	
	社会福祉事業資金借入金元利補給	1,978	3,041	▲ 1,063	16
社会福祉諸費		8,677	8,129	548	
	社会福祉法人指導監督事務費	795	131	664	
	福祉サービスに関する苦情解決事業費	6,940	6,940	0	17
	福祉サービス第三者評価推進事業費	942	1,058	▲ 116	17
地域再犯防止推進費		34,250	25,000	9,250	
	地域生活定着支援センター運営委託事業費	27,250	25,000	2,250	18
	地域再犯防止推進事業費	7,000	0	7,000	
民間社会福祉活動育成費		168,677	171,790	▲ 3,113	
	民生委員費	144,382	144,917	▲ 535	18
	福祉団体育成費	24,295	26,873	▲ 2,578	
生活福祉資金貸付事業費		48,062	56,818	▲ 8,756	
	生活福祉資金貸付事業費	48,062	56,818	▲ 8,756	19
生活困窮者自立支援事業費		54,812	51,259	3,553	
	生活困窮者自立支援事業費	54,812	51,259	3,553	20
福祉のまちづくり整備促進費		4,271	6,614	▲ 2,343	
	福祉のまちづくり推進補助事業費	0	2,315	▲ 2,315	
	福祉のまちづくり条例施行事業費	4,271	4,299	▲ 28	
職員給与費(児童福祉総務費)		402,866	435,969	▲ 33,103	
	支援センター職員給与費	402,866	435,969	▲ 33,103	
職員給与費(障害福祉総務費)		109,897	113,969	▲ 4,072	
	支援センター職員給与費	109,897	113,969	▲ 4,072	
職員給与費(生活保護総務費)		56,662	67,142	▲ 10,480	
	福祉保健課職員給与費	56,662	67,142	▲ 10,480	
生活保護施行費		54,538	72,806	▲ 18,268	
	生活保護法施行事務費	28,402	32,324	▲ 3,922	21
	被保護世帯自立助長推進費	26,136	40,482	▲ 14,346	21
生活保護措置費		2,404,870	2,455,173	▲ 50,303	
	生活保護措置費	2,404,870	2,455,173	▲ 50,303	23

## ○施策一覧

## 福祉保健課

単位:千円

事業名	事項名	30年度予算	29年度予算	差引増減額	頁
災害対策費		81,191	85,727	▲ 4,536	
	一般災害対策費	2,360	2,360	0	24
	災害救助備蓄費	30,051	11,153	18,898	24
	緊急災害救助費	47,280	70,714	▲ 23,434	25
	災害福祉広域支援ネットワーク事業費	1,500	1,500	0	26
職員給与費(公衆衛生総務費)		219,224	185,704	33,520	
	福祉保健課、支援センター職員給与費	219,224	185,704	33,520	
保健統計調査費		6,492	8,596	▲ 2,104	
	コホート研究事業費	789	787	2	
	保健統計調査費	5,703	7,809	▲ 2,106	14
職員給与費(保健所費)		1,590,887	1,568,682	22,205	
	保健所職員給与費	1,590,887	1,568,682	22,205	
保健所運営管理費		139,566	125,307	14,259	
	保健所運営費	117,871	115,942	1,929	
	保健所整備費	21,695	9,365	12,330	
保健所事業費		8,110	11,041	▲ 2,931	
	保健所機能強化事業費	2,934	2,981	▲ 47	26
	公衆衛生行政職員研修事業費	5,176	7,106	▲ 1,930	27
	インフルエンザワクチン接種委託費	0	954	▲ 954	
医療確保対策補助事業費		58,500	58,500	0	
	旧多良見病院医療確保対策補助事業費	58,500	58,500	0	29
	課 計	7,659,798	7,769,410	▲ 109,612	

## 債権管理業務

実施主体	県	負担割合	県 10/10
平成30年度予算	11,570千円	根拠法令等	
平成29年度予算	11,574千円		

### <事業目的>

生活保護関係返還金、児童保護費保護者負担金、児童扶養手当過払返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等の納入義務者が、毎月、確実に納付することにより、未収金を減少させる。

### <事業内容>

県内を4ブロックに分け、それぞれに債権管理事務非常勤職員を配置することにより、債務者個々の生活状況を詳細に把握し、実効性のある納入計画を立てさせるとともに、定期的な訪問催告、訪問徴収を行う。

特に12月を納入強化月間と定め、債権管理事務非常勤職員及び本庁各課職員による訪問督促業務、電話及び文書による催告を重点的に行う。

### <事業実績>

	平成29年度	平成28年度	平成27年度
家庭訪問回数	4,261回	6,116回	7,660回
未収金の収納率	35.2%	34.1%	34.6%
債権管理事務非常勤職員一人あたりの収納額	4,611千円	4,525千円	3,680千円

## 社会福祉統計調査費 及び 保健統計調査費

実施主体	県	負担割合	国 10/10
平成30年度予算	6,907千円	根拠法令等	平成30年度厚生労働統計調査委託の委託について
平成29年度予算	9,011千円		

### <事業目的>

厚生労働省の委託により、人口の動態に関する調査及び保健・医療・福祉に関する各種調査を実施し、厚生行政の基礎資料を得る。また、調査結果は県の行政施策に活用するほか、市町、県民等に提供し、保健、医療、福祉の向上に役立てる。

### <事業内容>

各種厚生統計調査を実施するとともに、衛生統計年報等の統計資料の作成を行う。

### 社会福祉統計主管部局関係

調査名	概要等
国民生活基礎調査(所得票・貯蓄票)	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項について世帯面から総合的に把握し、今後の厚生行政施策検討のための資料を得るため、保健統計の国民生活基礎調査(世帯票)とともに毎年実施され、3年に1回大規模調査を実施する。
社会福祉施設等調査	全国の社会福祉施設等の実態を明らかにし、社会福祉行政推進のための基礎資料を得るため毎年実施され、3年に1回大規模調査を実施する。
社会福祉関係統計調査	我が国の社会福祉行政の実態(福祉行政報告例等)を把握するため、月報及び年度報により実施する。
介護サービス施設・事業所調査	介護サービスの提供体制・提供内容を把握し、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得るため、10月1日現在で実施する。

保健統計主管部局関係

調査名	概要等
人口動態調査	人口、保健衛生及び文化水準の指標及び社会保障の資料を得るため、我が国の人口動態事象(出生、死亡、死産、婚姻、離婚)を計量的に毎月調査する。
国民生活基礎調査(世帯票・健康票・介護票)	国民の保健・医療・福祉・年金・所得等、国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に把握し、今後の厚生行政施策検討のための資料を得るため、社会福祉統計の国民生活基礎調査(所得票)とともに毎年実施され、3年に1回大規模調査を実施する。
患者調査	医療施設を利用する患者数を把握するとともに、傷病の種類、受療の種類、診療費の支払い方法等の実態を把握するため、3年に1回実施する。
医師・歯科医師・薬剤師調査	医師・歯科医師・薬剤師の全数について、住所・性・年齢・登録年・業務の種類・従事場所・担当診療科名(薬剤師を除く。)等による分布を明らかにするため、2年に1回実施する。
医療施設調査(静態及び動態)	「医療法」に定める病院・診療所の全てについて、全国の医療施設の分布及び設備等の実態を把握するため、3年に1回の静態調査を実施するとともに、これを補充するため、施設の開設・廃止等変更のあったものについて、毎月動態調査を実施する。
地域保健・健康増進事業報告	「地域保健法」及び「老人保健法」による保健事業(医療を除く。)の実施状況を、実施主体である市町ごとに的確に把握するため毎年度実施する。
病院報告	全国の病院(療養型病床群を有する診療所を含む。)における患者の利用状況を把握するため、毎月調査を実施するとともに、従事者(病院のみを対象とする。)の状況を把握するため、毎年10月1日現在で調査を実施する。
衛生関係統計調査	我が国の衛生行政の実態(衛生行政報告例等)を把握するため、年度報・隔年報により実施する。
介護サービス施設・事業所調査	介護サービスの提供体制・提供内容を把握し、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得るため、10月1日現在で実施する。
受療行動調査	全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的とし、医療施設静態調査、患者調査と合わせ、3年に1回実施する。

<事業実績>

事業区分	平成29年度	平成28年度	平成27年度
社会福祉統計調査事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民生活基礎調査(所得票等)</li> <li>社会福祉施設等調査</li> <li>福祉行政報告例</li> <li>介護サービス施設・事業所調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民生活基礎調査(所得票等:大規模調査)</li> <li>社会福祉施設等調査</li> <li>福祉行政報告例</li> <li>介護サービス施設・事業所調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民生活基礎調査(所得票等)</li> <li>社会福祉施設等調査</li> <li>福祉行政報告例</li> <li>介護サービス施設・事業所調査</li> </ul>
保健統計調査事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口動態調査</li> <li>国民生活基礎調査(世帯票)</li> <li>医療施設調査(静態・動態)</li> <li>病院報告</li> <li>地域保健・老人保健事業報告</li> <li>衛生行政報告例(年度報、隔年報)</li> <li>患者調査</li> <li>受療行動調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口動態調査</li> <li>国民生活基礎調査(世帯票)</li> <li>医療施設調査(動態)</li> <li>病院報告</li> <li>地域保健・老人保健事業報告</li> <li>衛生行政報告例(年度報、隔年報)</li> <li>医師・歯科医師・薬剤師調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口動態調査</li> <li>人口動態職業・産業調査</li> <li>国民生活基礎調査(世帯票)</li> <li>医療施設調査(動態)</li> <li>病院報告</li> <li>地域保健・健康増進事業報告</li> <li>衛生行政報告例(年度報)</li> </ul>

## 福祉保健審議会費

実施主体	県	負担割合	県 10/10
平成30年度予算	1,141千円	根拠法令等	社会福祉法第7条 長崎県福祉保健審議会条例
平成29年度予算	1,161千円		

### <事業目的>

社会福祉、児童福祉及び老人等の保健に関する事項を調査審議し、知事の諮問に答え、関係行政庁に意見を具申する。

### <事業内容>

1. 福祉保健審議会の開催
2. 専門分科会の開催
  - ① 民生委員審査専門分科会
  - ② 身体障害者福祉専門分科会
  - ③ 児童福祉専門分科会
  - ④ 高齢者専門分科会
  - ⑤ 福祉保健総合計画専門分科会

### <事業実績>

	平成29年度	平成28年度	平成27年度
全体会	1回	1回	2回
民生委員審査専門分科会	1回	2回	1回
身体障害者福祉専門分科会	1回	1回	1回
児童福祉専門分科会	1回	1回	1回
福祉保健総合計画専門分科会	1回	1回	4回
高齢者専門分科会	4回	2回	1回

## 社会福祉事業資金借入金元利補給

実施主体	県	負担割合	県 10/10 若しくは 1/2
平成30年度予算	1,978千円	根拠法令等	社会福祉・医療事業団福祉貸付金借入に対する利子補給 補助金交付要綱
平成29年度予算	3,041千円		

### <事業目的>

社会福祉・医療事業団法に基づく資金及び長崎県社会福祉事業振興資金の貸付を受けた社会福祉事業者に対し、借入に対する利子補給の補助を行うことにより、社会福祉施設の施設・設備整備の推進を図り、もって社会福祉の振興に期する。

### <事業内容>

社会福祉・医療事業団法に基づく資金及び長崎県社会福祉事業振興資金の貸付を受けた社会福祉事業者に対し、借入に対する利子補給の補助を実施する。

ただし、平成15年度より新規の利子補給補助は廃止しており、現在は既利子補給補助実施分にかかる補助のみ実施。

### <事業実績>

- 平成29年度 補助実績 : 2,645千円 (41件)
- 平成28年度 補助実績 : 4,103千円 (58件)
- 平成27年度 補助実績 : 6,220千円 (99件)
- 平成26年度 補助実績 : 8,837千円 (122件)

## 福祉サービスに関する苦情解決事業費

実施主体	運営適正化委員会 (県社会福祉協議会)	負担割合	国 1/2、県 1/2
平成 30 年度予算	6,940 千円	根拠法令等	社会福祉法第83条 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱 長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱
平成 29 年度予算	6,940 千円		

### <事業目的>

福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、助言・相談・調査・あつせん、都道府県知事への通知を行い、福祉サービスの適切な利用又は提供を支援するとともに、福祉サービスの利用者の権利を擁護する。

### <事業内容>

1. 実施主体 運営適正化委員会(長崎県社会福祉協議会)
2. 事業の開始 平成12年6月1日
3. 苦情範囲 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業において提供されるすべての福祉サービス  
福祉サービスに係る処遇の内容に関する苦情、福祉サービスの利用契約の締結、履行又は解除に関する苦情
4. 解決体制 苦情解決事業に係る個別具体的な案件については、運営適正化委員会に設置される苦情解決合議体により取り扱う。
5. その他 介護保険制度の対象となる福祉サービスに関する苦情は、介護保険法に基づき国民健康保険団体連合会が対応することが基本であるが、利用者の選択により本事業での対応も可能である。

### <事業実績>

年度	相談件数	うち苦情受付件数
29年度	59件	30件
28年度	80件	34件
27年度	65件	32件

## 福祉サービス第三者評価推進事業費

実施主体	県	負担割合	県 10/10
平成 30 年度予算	942 千円	根拠法令等	社会福祉法第78条
平成 29 年度予算	1,058 千円		

### <事業目的>

福祉サービス事業者の提供するサービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価し、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握して、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果等が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的とする「福祉サービス第三者評価事業」を推進する。

### <事業内容>

1. 実施主体 長崎県
2. 事業内容
  - ①長崎県福祉サービス第三者評価推進会議の運営  
事業推進の諮問機関である外部委員からなる長崎県福祉サービス第三者評価推進会議の運営  
※推進会議の役割  
評価基準の策定、評価機関の認証、評価調査者の研修、評価事業の普及啓発等についての検討
  - ②第三者評価事業の普及・啓発
  - ③評価調査員養成研修及び継続研修の実施

- ④評価機関:4機関(HI30. 4. 1 現在)  
 ⑤評価調査者:69名(HI30. 4. 1 現在)

<事業実績>

年度	29年度	28年度	27年度
評価受審件数	21件	16件	28件

地域生活定着支援センター運営委託事業費

実施主体	県	負担割合	国:3/4相当額 県:1/4相当額
平成30年度予算	27,250千円	根拠法令等	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱
平成29年度予算	26,750千円		

<事業目的>

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等に対し、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。

<事業内容>

1. 実施主体 長崎県（社会福祉法人南高愛隣会に委託）  
（平成28年度まではNPO法人 生き生きネットワーク・長崎に委託）
2. 事業内容
  - (1) 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務
  - (2) 矯正施設退所者の施設等への定着支援を行うフォローアップ業務
  - (3) 矯正施設退所者等への福祉サービス等についての相談支援業務
  - (4) 地域のネットワークの構築と連携促進業務
  - (5) 情報発信業務
3. 事業開始日  
平成21年8月1日～

<事業実績>

年度	29年度	28年度	27年度
支援者数	288人	251人	169人

民生委員費

実施主体	県	負担割合	県 10/10（研修については国 1/2 県 1/2）
平成30年度予算	144,382千円	根拠法令等	民生委員法 児童福祉法
平成29年度予算	144,917千円		

<事業目的>

民生委員法及び児童委員法に基づく民生委員・児童委員の活動を促進し、社会福祉の増進を図る。

<事業内容>

1. 民生委員・児童委員及び市町民生委員児童委員協議会、県民生委員児童委員協議会の活動に対して補助を行い、活動の推進を図る。
2. 民生委員・児童委員が相談、支援活動を行ううえで必要な知識の修得、技術の向上を目的とした研修を実施する。

<事業実績>

1. 民生委員児童委員活動に対する補助

- ① 市町民生委員・児童委員協議会等運営費補助金(29年度)
  - (a) 活動費 57,000円(民生委員・児童委員1人あたり)
  - (b) 会長活動費 11,920円(会長1人あたり)
  - (c) 地区民生委員・児童委員協議会運営費補助金 200,000円(1民児協当たり)
- ② 県民生委員・児童委員協議会運営費補助金(29年度) 3,416千円

2. 民生委員・児童委員研修の実施

- ① 会長研修 県内1ブロック 委託料 1,317千円
- ② 新任・一般研修 県内13ブロック 委託料 1,344千円

3. 県内民生委員・児童委員の活動状況

- ① 活動日数 534,944日(民生委員1人あたり146.28日)
- ② 相談支援件数 151,210件(民生委員1人あたり41.35件)

生活福祉資金貸付事業費

実施主体	長崎県社会福祉協議会	負担割合	(原資)国 2/3 県 1/3 (原資以外)国 1/2 県 1/2
平成30年度予算	19,520千円	根拠法令等	長崎県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例 長崎県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則
平成29年度予算	56,818千円		

<事業目的>

低所得者、障害者、高齢者、失業者等に対し、低利又は無利子で各種資金を貸付けることにより、各人の自立更生を図る。

<事業内容>

- ア 実施主体 長崎県社会福祉協議会
- イ 借入申込先 市町社会福祉協議会
- ウ 資金の種類及び貸付条件

資金の種類			貸付限度額	償還期限	利率
総合支援資金	生活支援費	生活再建までに必要な生活費用 (貸付期間:原則3月以内)	(2人以上世帯) 月200,000円 (単身世帯) 月150,000円	10年以内	保証人 有 無利子
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	上限 400,000円		
	一時生活再建費	生活の再建に一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	上限 600,000円		
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用	5,800,000円以内 (※資金目的に応じ、貸付上限額が異なる)	15年以内 (※資金目的に応じ、償還期限が異なる)	保証人 無 年1.5%
教育支援資金	教育支援費	高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校へ就学するのに必要な経費 ※特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付可能とする。	(高校)月35,000円 (高専)月60,000円 (短大)月60,000円 (大学)月65,000円	10年以内	無利子
	就学支度費	高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校の入学に際し必要な経費	500,000円		



資金の種類		貸付限度額	償還期限	利率
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、居住用不動産を担保とし、在宅生活をするための生活費	評価額の7割以内	契約終了後、3ヶ月の据置期間終了時	年利3% 又は長期プライムレートのいずれか低い方
		月 300,000 円以内		
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、居住用不動産を担保とし、在宅生活をするための生活費	評価額の7割以内	同上	同上
		貸付月額は、別途算定。		

<事業実績>

○資金種別貸付状況

上段：件数 下段：金額（単位 千円）

年度	総合支援資金	福祉資金	教育支援資金	不動産担保型生活資金	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	計
29	6	102	468	0	0	576
	920	86,123	342,896	0	0	429,939
28	13	92	427	0	0	532
	2,430	88,775	243,527	0	0	334,732
27	11	126	494	0	3	634
	2,204	145,722	306,291	0	22,511	476,728

生活困窮者自立支援事業費

実施主体	県、市町	負担割合	国 3/4（必須事業）等
平成30年度予算	54,812千円	根拠法令等	生活困窮者自立支援法
平成29年度予算	51,259千円		

<事業目的>

平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給等の支援を実施。

<事業内容>

1. 事業主体

福祉事務所設置自治体(社協、社会福祉法人、NPO等への委託可)

2. 事業内容

①必須事業(法により実施が義務づけられている事業)

◆自立相談支援事業

就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を行う。

◆住居確保給付金

離職により住宅を失った生活困窮者等に対し、家賃相当の給付金(有期)を支給。

②任意事業

◆就労準備支援事業

就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から行う。

◆家計相談支援事業

家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う。

◆子どもの学習支援事業

生活困窮家庭の子どもへの学習支援を行う。

<事業実績>

平成 29 年度実績(県福祉事務所実施分)

(必須事業)

自立相談支援事業		住居確保給付金	
新規相談受付	プラン作成	受給者数	支給額
448 件	265 件	18 人	650,300 円

(任意事業)

子どもの学習支援事業	就労準備支援事業	家計相談支援事業
38 名	7 人	45 人

## 身障者用駐車場利用証事業

実施主体	県	負担割合	県 10/10
平成 30 年度予算	583 千円	根拠法令等	
平成 29 年度予算	509 千円		

<事業目的>

福祉のまちづくり条例に定める特定生活関連施設の身障者用駐車場について、県内共通の利用証を交付することで、身障者用駐車場を利用できる方を明らかにし、本当に必要な方のために駐車スペースを確保するパーキング・パーミット制度(身障者用駐車場利用証事業)を平成 19 年 8 月から実施。

<事業内容>

1. 対象者への利用証交付(対象者:身体障害者、知的障害者、高齢者、難病患者、妊産婦、けが人)
2. 駐車場管理者の身障者用駐車場の適正利用への指導・協力依頼
3. 身障者用駐車場の適正利用の県民への啓発・普及(県広報への掲載、県ホームページへの掲載)
4. 他府県同制度との相互利用に係る合意確認

<事業実績>

1. 対象者への利用証交付数:25,912 枚(平成 30 年 3 月 31 日現在)
2. 協力施設数:713 施設(1,244 台、平成 30 年 3 月 31 日現在)

## 生活保護施行事業

実施主体	県	負担割合	生活保護法施行事務費 国 1/2 県 1/2 等
平成 30 年度予算	54,538 千円	根拠法令等	生活保護法
平成 29 年度予算	72,806 千円		

<事業目的>

要保護者の訪問調査、生活保護法施行事務監査、生活保護受給者の自立・就労支援策の実施等、生活保護の適正な運営を推進することを目的とする。

<事業内容>

1. 各福祉事務所において、被保護世帯に対する①生活状況の把握、②保護の要否及び程度の確認、③自立支援のための助言指導を行うための訪問調査を実施。

2. 県本庁において、各福祉事務所に対する生活保護施行事務監査及び指定医療機関・指定介護機関に対する個別指導を実施。
3. 生活保護受給者に対する自立支援の一環として、ハローワークとの連携による「生活保護受給者等就労自立促進事業」に取組み、就労支援を実施。
4. 県福祉事務所に就労支援員を3名配置し、福祉事務所職員との連携による就労支援を実施。

<事業実績>

1. 生活保護の実施状況（保護受給世帯数は、年度平均）

	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
保護申請世帯数	174 世帯	171 世帯	136 世帯
開始世帯数	143 世帯	129 世帯	110 世帯
保護受給世帯数	1,056 世帯	1,051 世帯	1,086 世帯
保護廃止世帯数	119 世帯	141 世帯	152 世帯

2. 生活保護施行事務監査の実施状況

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
実施数	一般指導監査	17 箇所	17 箇所	17 箇所
	特別監査	1 箇所	1 箇所	2 箇所
	確認監査	1 箇所	1 箇所	1 箇所
ケース検討数		351 ケース	340 ケース	400 ケース
指導指示件数		642 件	218 件	218 件
保護費変動額		1,584,762 円	724,617 円	175,697 円

3. 指定医療機関及び指定介護機関個別指導の実施状況

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
医療機関	実施箇所数	10 箇所	10 箇所	10 箇所
	指摘件数	5 件	8 件	18 件
	指摘金額	15,070 円	24,960 円	76,300 円
介護機関	実施箇所数	5 箇所	5 箇所	5 箇所
	指摘件数	0 件	0 件	0 件
	指摘金額	0 円	0 円	0 円

4. 「生活保護受給者等就労自立促進事業<県全体>

	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
支援対象者数	681 名	736 名	761 名
就職者数	467 名	543 名	525 名

5. 就労支援員による支援実績(県福祉事務所)

	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
支援対象者数	65 名	65 名	66 名
就職者数	20 名	22 名	23 名
保護廃止件数	3 名	7 件	1 件

## 生活保護措置費

実施主体	県	負担割合	国 3/4 県 1/4
平成 30 年度予算	2,404,870 千円	根拠法令等	生活保護法
平成 29 年度予算	2,455,173 千円		

### <事業目的>

生活困窮者に対し生活保護法に基づいて必要な保護を実施し、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。

### <事業内容>

生活困窮者に対し生活保護法に基づいて必要な保護を実施し、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。

### <事業実績>

区 分	平成 29 年度		平成 28 年度		平成 27 年度	
	延 人 員	扶 助 費	延 人 員	扶 助 費	延 人 員	扶 助 費
	人	円	人	円	人	円
生活扶助	15,035	564,578,638	15,401	580,512,082	16,136	605,246,112
住宅扶助	12,478	211,093,484	12,888	211,841,039	13,479	215,116,856
教育扶助	1,359	15,458,397	1,465	16,836,273	1,553	17,920,628
介護扶助	2,553	40,846,817	2,399	47,845,081	2,472	51,128,010
医療扶助	13,876	1,174,276,811	14,023	1,191,162,024	14,541	1,254,428,762
出産扶助	0	0	1	4,692	1	3,413
生業扶助	558	14,111,376	657	16,230,264	671	16,082,532
葬祭扶助	14	2,330,215	12	2,203,405	20	2,882,850
就労自立給付金	8	533,260	18	946,094	19	1,311,069
施設事務費	143	28,957,600	139	26,858,006	141	27,480,780
計	46,024	2,052,186,598	47,003	2,094,438,960	49,033	2,191,601,012
法第 73 条県費負担金	4,838	269,330,550	5,069	285,116,811	11,865	599,303,233
県 計	50,862	2,321,517,148	52,072	2,379,555,771	60,898	2,790,904,245

(参考) 被保護世帯・人員・保護率の状況

区 分	被保護世帯数	被保護人員	保護率
	世帯	人	%
平成 29 年度平均	1,056	1,489	1.05
平成 28 年度平均	1,051	1,511	1.07
平成 27 年度平均	1,086	1,587	1.11

## 一般災害対策費

実施主体	県	負担割合	県 10/10、国 1/2・県 1/2
平成 30 年度予算	2,360 千円	根拠法令等	災害救助法、各県への知事見舞金贈呈基準(内規)等
平成 29 年度予算	2,360 千円		

### <事業目的>

- ①災害救助法による応急救助を行う福祉事務所職員と市町担当職員の研修会を実施し、災害救助にかかる実施体制を整備する。
- ②災害等により被害を受けた方等を勇気づけ、自立更生の助長を図る。

### <事業内容>

1. 応急救助担当職員研修会の実施
  - ①国が開催するブロック会議及び日赤が行う研修会への参加
  - ②担当者会議の開催
  - ③情報伝達訓練の実施(参加関係機関:県福祉事務所、市町)
2. 災害救助制度に関する広報の推進
3. 各県見舞金 災害により被害を受けた都道府県に対し見舞金を贈呈する。
4. 各国見舞金 各国で発生した災害等に対し見舞金を贈呈する。
5. 各部見舞金 炭坑の事故、漁船の遭難等の産業災害等による死亡者・負傷者に弔慰金、見舞金を支給する。

### <事業実績>

	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
流通備蓄協定の締結団体数 (通算団体数)	14 団体	12 団体	12 団体

(過去 3 カ年度 H27～H29)

1. 各県見舞金	H29 大分県・台風 18 号(H29.9)	300 千円
	H29 福岡県・大分県九州北部豪雨(H29.7)	800 千円
	H28 岩手県・北海道台風 10 号(H28.8)	700 千円
	熊本県・宇土市・菊池市熊本地震(H28.4)	3,200 千円
	H27 茨城県・栃木県・宮城県大雨災害(H27.9)	700 千円
2. 各国見舞金	H27 ネパール地震災害(H27.4)	500 千円
3. 各部見舞金	H27 対馬東方沖漁船海難事故(漁政課)(H27.9)	500 千円

## 災害救助備蓄費

実施主体	県	負担割合	県 10/10
平成 30 年度予算	30,051 千円	根拠法令等	災害救助法
平成 29 年度予算	11,153 千円		

### <事業目的>

災害救助法による災害救助に充てるための基金の積み立て及び災害救助に必要な物資の備蓄を行い災害発生時の救助に備える。

### <事業内容>

1. 災害救助法に規定されている基金最小額を積み立てる。
2. 災害発生時の救助に必要な物資を購入し保管する。

### <事業実績>

1. 災害救助基金最小積立額(平成30年度) 551,320,528円  
 災害救助基金平成29年度末現在高 526,011,015円 (現金 491,667,660円、動産 34,343,355円)
2. 備蓄物資 医薬品、毛布、下着、簡易トイレ等  
 飲料水、缶詰パン、白飯等

## 緊急災害救助費

実施主体	県	負担割合	災害弔慰金 国1/2 県1/4 市町村1/4 災害障害見舞金 国1/2 県1/4 市町村1/4 災害援護資金の貸付 国2/3 県1/3
平成30年度予算	47,280千円	根拠法令等	災害救助法 災害弔慰金の支給等に関する法律 長崎県災害弔慰金等補助金交付要綱
平成29年度予算	70,714千円		

### <事業目的>

災害(災害救助法適用)時に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るとともに、被災者に対し、災害弔慰金等の支給、災害援護資金の貸付を行うことにより、県民の福祉及び生活の安定に資する。

### <事業内容>

1. 応急救助の実施
  - ①被災者の救出
  - ②医療及び助産
  - ③避難所及び応急仮設住宅の供与、被災した住宅の応急修理
  - ④炊き出しその他による食品・飲料水の供与、被服、寝具、その他生活必需品、学用品の供与・貸与
  - ⑤埋葬等
2. 災害弔慰金等の支給

自然災害による死傷者等に対して、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基き、災害弔慰金、災害障害見舞金を市町が対象者に支給

①災害弔慰金(限度額500万円)	受給遺族	配偶者、子、父母、孫、祖父母	
	支給額	生計維持者が死亡の場合	500万円
その他の場合		250万円	
②災害障害見舞金(限度額250万円)	受給者	災害により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた者	
	支給額	生計維持者	250万円
その他の者		125万円	

※負担区分 国1/2 県1/4 市町村1/4

### 3. 災害援護資金の貸付

限度額 350万円 市町に対し貸し付け、市町から対象者へ貸し付ける

- (1)借入者 災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (2)貸付限度額 負傷、住居被害の程度に応じて限度額が定められている(150~350万円)
- (3)所得制限 世帯人員に応じて所得制限あり
- (4)利率 年3% 据置期間 3年間(住家全壊等の場合5年間) 償還期間 10年間  
 償還方法 年賦又は半年賦
- (5)償還免除 借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため償還することができなくなったと認められるとき

※負担区分 国2/3 県1/3

<事業実績>

1. 災害弔慰金
 

H21.7.24	中国・九州北部豪雨	老崎市	1名	500万円	
(近年の実績)	H18.9.18	台風13号	松浦市	2名	750万円
	H16.10.20	台風23号	世知原町	1名	500万円
	H15.7.20	集中豪雨	琴海町	1名	250万円
2. 災害援護資金
 

(H5以降は無し)	H5	島原市、深江町	貸付額	297,900千円(全額償還済)
	H4	島原市、深江町	貸付額	81,200千円(全額償還済)
	H3	33市町	貸付額	1,383,223千円(全額償還済)

災害福祉広域支援ネットワーク事業費

実施主体	県	負担割合	県 10/10
平成30年度予算	1,500千円	根拠法令等	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱
平成29年度予算	1,500千円		

<事業目的>

行政、福祉関係団体等で広域的な福祉支援ネットワークを構築し、災害時における避難所や福祉避難所等において、日常生活上の支援が必要な要配慮者に対し、必要な支援が確保されるよう、支援体制を整える。

<事業内容>

1. 災害発生時に活動する災害派遣福祉チームの体制を整える。
2. 災害発生時に派遣するチームの活動に必要な資材を整備する。

<事業実績>

1. 体制整備
  - (1) 災害派遣福祉チームに関する協定を福祉関係12団体と締結。
  - (2) 災害派遣福祉チームのリーフレット作成。
2. 整備資材 災害派遣福祉チームが活動時着用ベスト

保健所機能強化事業費

実施主体	県	負担割合	県 10/10 (平成28年度から一部、国 1/2、県 1/2)
平成30年度予算	2,934千円	根拠法令等	地域保健法
平成29年度予算	2,981千円		地域保健の推進に関する基本的な指針

<事業目的>

保健所と本庁並びに部内各課、関係部局との連携を図りながら各種事業の企画・立案・調整を行うと共に、各保健所において地域診断や健康危機管理訓練等を実施する。

<事業内容>

1. 企画調整及び情報分析関係会議
  - (1) 地域保健対策検討会議の開催(年3回 6月、8月、2月)
  - (2) 長崎県保健・福祉・医療施策検討会議(月1回開催、テレビ会議)
  - (3) 県立保健所担当者等連絡調整会議の開催(隔月開催、テレビ会議を基本に開催)
2. 地域診断実践力強化事業
  - (1) 保健所職員を対象とした地域診断研修の実施
  - (2) 各保健所による市町支援計画の策定
3. 健康危機管理対応能力向上事業:長崎県 DHEAT の設置
  - (1) DHEAT 研修会の開催(年2回)
  - (2) DHEAT 訓練の実施(年4回)
4. 地域保健活動体制の整備
  - (1) 県立保健所巡回による長崎県人材育成ガイドラインの普及啓発

(2) 市町巡回による自治体人材育成ガイドライン作成、及び統括保健師配置に向けた普及啓発

<事業実績>

1. 企画調整及び情報分析関係業務 及び 2. 地域診断実践力強化事業

	地域保健対策検討会議	長崎県保健・福祉・医療施策検討会議	県立保健所企画担当者等連絡調整会議	地域診断研修	市町支援計画策定箇所数(延市町数)
29年度	2回	11回	9回	1回	16市町
28年度	2回	10回	8回	—	15市町
27年度	3回	11回	11回	1回	11市町

2. 健康危機管理対応能力向上事業

- ・平成27年4月、長崎県 DHEAT を設置。  
毎年研修及び訓練を実施し、DHEAT 登録者を育成している。

職種	医師	獣医師	薬剤師	臨床検査技師	診療放射線技師	保健師	管理栄養士	社会福祉	作業療法士	言語聴覚士	一般事務	科学	環境科学	その他	合計
29年度	5	1	10	5	7	42	5	4	5	0	5	1	1	1	92
28年度	5	1	6	2	3	29	3	1	1	1	3	0	0	0	55
27年度	8	1	2	—	3	18	1	—	2	1	6	0	0	0	42

3. 地域保健活動体制の整備

	巡回保健所数	巡回市町数	巡回市町(再掲)
29年度	8箇所	7箇所	長崎市、佐世保市、西海市、長与町、川棚町、波佐見町、佐々町
28年度	8箇所	7箇所	平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、南島原市、新上五島町
27年度	—	—	—

公衆衛生行政職員研修事業費

実施主体	県	負担割合	県 10/10
平成30年度予算	5,176千円	根拠法令等	地域保健法 地域における保健師の保健活動について(厚生労働省健康局長通知)
平成29年度予算	7,106千円		

<事業目的>

教育保健所として位置づける県央保健所において、教育研修委員会を開催するとともに、職員のスキルアップ向上や各種課題等に関する研修等を実施することにより、県及び市町、関係機関における公衆衛生行政従事者の人材育成等を図り、地域の実情に即した地域保健活動が行えるようにする。

また、臨床研修医が地域保健・医療行政における医師の役割について理解を深める。

<事業内容>

- ①教育研修委員会を実施する。
- ②スキルアップ研修、市町地域保健関係職員研修を実施する。
- ③保健師研修(新任期、中堅期)を実施する。
- ④福祉保健部の新任者に対し、福祉・保健の体系、業務の内容、当面する課題について研修する。
- ⑤保健所職員を国立保健医療科学院や公衆衛生学会等の高度・専門的な中央研修へ派遣する。
- ⑥臨床研修医に保健所において研修を行う。

<その他>

- ・平成25年度までの『地域保健関係職員等研修事業』は、平成26年度から当該事業で実施する。
- ・平成25年度までの『保健師指導事業』(医療人材対策室所管)は、平成26年度から当該事業で実施する。



<事業実績>

研修等名	参加者数		
	29年度	28年度	27年度
福祉保健部新任職員研修	—	—	54
公衆衛生学会等高度・専門研修 *H29年度は九州ブロック保健師研修会を 長崎県で開催したため参加者増	52	18	23
課長コース(前・後期)	—	—	22
班長・グループリーダーコース	10	24	16
普及啓発技術コース	—	—	43
保健情報処理技術コース	1	—	45
行政栄養士等研修会	—	—	42
保健師対策専門研修 *H28年度はキャリアレベルⅡ-1を兼ねる	143/2回	131/3回	231/3回

【職種別研修】

(1) 保健師キャリアレベルⅠ-1(新任<1年目、2年目~3年目>研修)

	参加者数(実人数)		研修内容
	保健所	市町	
29年度	5	19	(1年目)個別支援実践力向上
	5	14	(2年目~3年目)個別支援実践力向上、地区活動能力向上
28年度	7	16	(1年目)個別支援実践力向上
	4	14	(2年目~3年目)個別支援実践力向上、地区活動能力向上
27年度	5	13	個人、家族支援能力の向上を図る

(2) 保健師キャリアレベルⅠ-2~Ⅱ-1(指導者研修)

	参加者数(実人数)		研修内容
	保健所	市町	
29年度	16	13	指導力(人材育成)向上
28年度	17	26	指導力(人材育成)向上
27年度	4	6	指導力(人材育成)向上

※ 指導者研修開始:27年度~

(3) 保健師キャリアレベルⅡ-2~Ⅲ(中堅期保健師研修会)

	参加者数(実人数)		研修内容
	保健所	市町	
29年度	3	1	システム化・施設化のための能力向上
28年度	2	7	システム化・施設化のための能力向上
27年度	2	5	「中堅保健師コンサルテーションプログラム」に基づく演習型研修。

(4) 保健師キャリアレベルⅡ-2~Ⅲ、M(管理期保健師研修)

	参加者数(実人数)		研修内容
	保健所	市町	
29年度	9	8	指導力・管理能力向上
28年度	34	30	指導力・管理能力向上
27年度	—	—	—

※ 管理期保健師研修開始:28年度~

(5) 栄養士(経験年数別研修:新任期栄養士、中堅期栄養士)

	参加者数(実人数)		研修内容
	保健所	市町	
29年度	3	16	(新任期)保健事業運営能力の向上
	3	17	(中堅期)保健指導技術の向上
28年度	7	20	(新任期)保健事業運営能力の向上
	4	18	(中堅期)保健指導技術の向上
27年度	-	-	-

※ 栄養士(経験年数別研修)開始:28年度～

【県立保健所職員研修】

	参加者数(実人数)		研修内容
	保健所		
29年度	28		保健所機能強化研修「地域診断研修」 育児休業中職員の人材育成強化事業
	4		
28年度	31		(保健行政基礎コース) 保健所における相談対応スキルの向上
27年度	-		-

\* 県立保健所職員研修開始:28年度～

【保健行政課程】

(1) テーラーメイド研修(保健師)

	参加者数(実人数)		研修内容
	保健所	市町	
29年度	2	35	希望する保健所・市町への研修
28年度	0	11	希望する保健所・市町への研修
27年度	12	33	希望する保健所・市町への研修

\* テーラーメイド研修開始:27年度～

旧多良見病院医療確保対策補助事業費

実施主体	県	負担割合	県 10/10
平成30年度予算	58,500千円	根拠法令等	旧多良見病院結核医療確保対策事業補助金実施要綱
平成29年度予算	58,500千円		

<事業目的>

旧県立成人病センター多良見病院を日本赤十字長崎支部へ移譲したことに伴い、日本赤十字社長崎原爆諫早病院における結核病床を確保するために必要な経費(収支差補填)を補助し、県央地域の結核の中核医療機関としての機能を維持する。

<事業内容>

診療収入に基づき必要な経費(収支差補填)を補助する。

<事業実績>

年 度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
補 助 額	58,500千円	58,500千円	55,290千円